

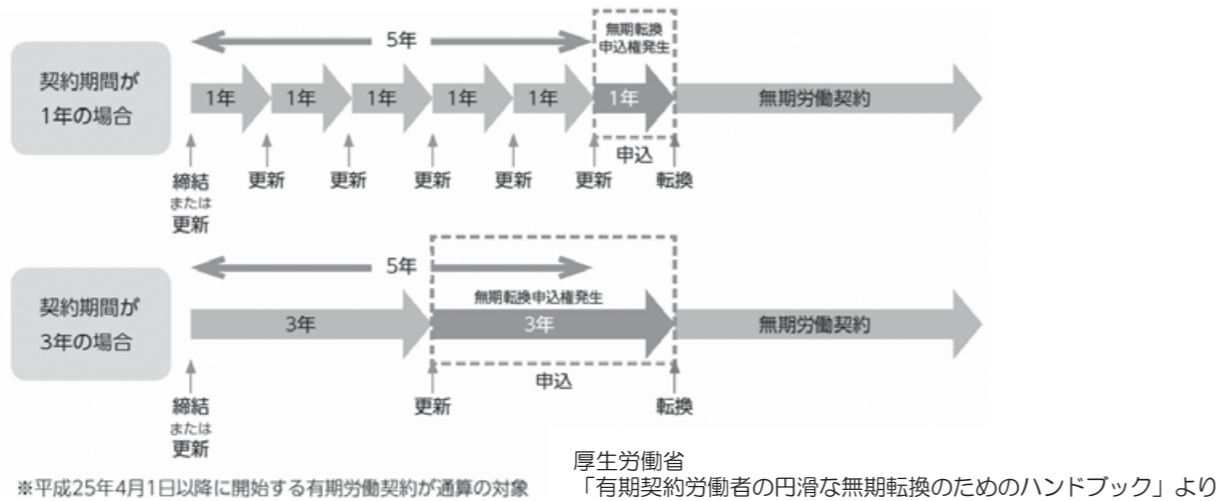
無期転換ルール

企業がとるべきリスクへの対応

無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールです。無期転換ルールの概要と対応のポイントについても社会保険労務士の森田涼子さんに寄稿いただきました。

無期転換ルールとは？

パートタイマー、アルバイト等で有期労働契約を結んでいる者が契約反復更新し通算5年を超えた場合、会社へ申込みをすることにより無期労働契約に転換ができるようになります。



2013年（平成25年）4月に導入されたこの「無期転換ルール」、適用されるのは2013年4月1日以降の契約からです。従って実際に無期転換申込権が発生するのは2018年（平成30年）4月1日からということになります。上の図のように1年の有期契約であれば、次の契約が満了になる6年から無期労働契約になるのです。

5年の間に契約期間が6か月以上途切れた場合はクーリング期間となり、通算の対象とならないので注意が必要です。同じ会社で勤務地が変わった場合、途中空白期間がなければ通算の対象です。

無期転換ルール導入の背景

パートで長くお勤めの方で有期労働契約を毎年更新はしているものの、実質的には無期労働契約という方もいらっしゃいます。そのようなパート社員はもはや臨時的雇用ではなく、「この人がいないと会社が回らない」のではないのでしょうか。そのような有期雇用で働く社員が次の更新のたびに「雇い止め」の不安などストレスを感じることなく安心して長く働け、キャリア形成できるような環境を整えようという考えから生まれています。

無期転換申込権が発生する3つの要件

- ① 有期労働契約の通算期間が5年を超えている
- ② 契約の更新回数が1回以上
- ③ 現時点で同一の使用者との間で契約している

会社が制度を設けない限り、「5年パートで働いたら正社員にしてもらえる」、「給料がアップする」ものではありません。自動的に無期転換に変わるものではなく、労働者自ら申込みをしなければ有期労働契約のままです。

無期転換ルールのリスク

無期転換申込権が発生した有期契約労働者から突如無期転換申込権を行使された場合、使用者は、有期契約労働者からの無期労働契約に転換することの申込みを拒絶することはできません。労働契約更新時期に更新しなければいいと考えていた有期契約労働者が申込みにより無期労働契約になると、正社員同様に労働基準法に定められた解雇ルールに沿った対応が必要になります。

企業がとるべき対応

① 雇入れ時の説明が重要

有期契約労働者を雇う際には慎重に。将来無期労働契約にするつもりが無いなら、雇い入れ時に更新年数、更新回数を制限している旨を伝えることです。何年も何回も労働契約を更新すれば次もあるだろうと期待するのが普通です。パートだから簡単に雇用調整できるという時代はとうに終わったのです。



② 適用される就業規則がありますか

正社員とパート社員がいる会社の場合、それぞれ別に就業規則を作っている会社が多いと思います。パート社員就業規則に「有期労働契約者が・・・」という文言があると、それは無期労働契約者に対して適用できません。怖いのは正社員、パート社員いずれの就業規則にもあてはまらない「適用される規則が無い」場合です。もし規則の無い社員から「定年退職したくない」と言われたら一生働き続けるということになりかねません。

③ 同一労働同一賃金について検討しよう

働き方改革の同一労働同一賃金に関する中小企業

の法施行は2021年4月（大企業は2020年4月）ですが、これは制度設計に時間がかかるためと考えてください。法施行後は、雇用形態だけを理由として待遇に格差をつけることは難しくなります。今から長期的な視点に立って人事戦略を練りましょう。業務の棚卸をし、仕事の必要性、難しさや責任などランク分けを行います。社員の区分ごとに何の仕事割り振るのかを丁寧に決めていきましょう。仕事を明確に区分し、違いを明らかにすることは待遇格差によるトラブル防止につながります。

Q&A

定年退職後の再雇用高齢者はどうなるのか？

再雇用制度で1年ごとに更新し、最大65歳まで雇用するという会社も多いと思います。そのような会社の場合、都道府県労働局長の認定を受けた事業主にかぎり、再雇用高齢者については、その事業主に定年後引き続き雇用される期間は無期転換申込権が発生しません。



厚生労働省
「有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック」より

再雇用高齢者に無期転換申込権を発生させないとするならば、葛飾区の事業主は東京労働局長あてに第二種計画認定・変更申請書を提出し認定を受けなければなりません。

制度構築、社内周知、手続き等、難しいことは、ぜひお近くの人事労務管理の専門家、社会保険労務士にご相談いただければと思います。